

(証券コード：9446)

平成28年12月2日

株 主 各 位

名古屋市中区千代田五丁目21番20号

株 式 会 社 エ ス ケ ー ア イ

代表取締役社長 酒 井 昌 也

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、平成28年12月19日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年12月19日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.e-sokai.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成28年12月19日（月曜日）午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、59頁の「インターネットによる議決権行使のためのシステム環境等について」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

【重複行使の取扱い】

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年12月20日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）
2. 場 所 名古屋市中区千代田五丁目21番20号
株式会社エスケーアイ 本社5階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第26期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 持株会社化に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件
 - 第3号議案 定款一部変更の件
 - 第4号議案 取締役7名選任の件
 - 第5号議案 監査役2名選任の件
 - 第6号議案 役員賞与支給の件

以 上

-
- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願いいたします。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ski-net.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

第26期事業報告

(自 平成27年10月1日)
(至 平成28年9月30日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、マイナス金利導入後の経済効果が確認できず、景気回復は停滞気味の感があり、企業業績については円高基調を背景に先行きの不透明感が残った他、業績向上と経営効率を目的とした企業買収、業務提携等が散見されました。

移動体通信業界では、9月にiPhoneの新機種が発売され、スマートフォンの販売シェアが更に拡大するなか、各移動体通信事業者は電力と通信とのセット販売等を開始するなど、引続き積極的な事業展開を行っております。

当社は、当連結会計年度におきまして、各店舗の総合力向上に努め、積極的な営業展開を継続してまいりました。また、今後の各地域の動向を勘案し、ソフトバンクショップ3店舗を出店した他、併売店1店舗を出店いたしました。この結果、期末店舗数は63店舗（全て直営）の店舗展開となりました。

移動体通信機器販売関連事業につきましては、平成28年6月末現在で携帯電話の普及台数が15,758万台を超えましたが、総務省による販売施策に対する要請（キャッシュバックの抑制等）の影響と、下期に入りiPhone7の発売を前にした買い控えの影響もあり、当連結会計年度における移動体通信機器の販売台数は減少し、新規・機種変更を合わせ150,538台（前期比3.2%減）となり、その内訳は、新規が59,617台（前期比7.5%減）、機種変更が90,921台（前期比0.1%減）となりました。この結果、当連結会計年度における売上高は15,525百万円（前期比3.5%増）、営業利益は415百万円（前期比22.9%減）となりました。

再生可能エネルギー事業につきましては、株式会社エスケーアイで前期迄に太陽光発電所2ヶ所を開設後、平成28年2月に埼玉県に「エスケーアイ嵐山発電所」を、平成28年3月に三重県に「エスケーアイ東員第1発電所」を、平成28年4月に子会社であるエスケーアイ開発株式会社が運営する「エスケーアイ東員第2発電所」を開設した他、平成28年9月には三重県に「エスケーアイ柘植発電所」を各々開設し、順調に稼働しております。この結果、当連結会計年度における売上高は241百万円（前期比301.3%増）、営業利益は71百万円（前期は45百万円の営業損失）となりました。

なお、和歌山県の太陽光発電所で使用するパネル等の部材を輸入する関係で、42百万円の為替差損を計上しておりますが、円高基調が継続した場合は、当該発電所の設備投資額は当初計画（80億円）に対し、3億円～4億円程度圧縮できる見通し

です。

コールセンターを拠点とした保険代理店事業につきましては、子会社である株式会社セントラルパートナーズにおいて、平成26年4月に開設した新潟支店の業績も継続的に向上している他、本年5月の保険業法の改正にも対応しながら今後更に組織・体制の強化と充実を図り、営業効率を強化して販売力と生産性の向上に繋げるほか、複数の保険会社の新商品の取扱を継続しております。この結果、当連結会計年度における売上高は1,290百万円（前期比4.4%増）、営業利益は235百万円（前期比16.6%増）となりました。

葬祭事業につきましては、子会社であるエスケーアイマネジメント株式会社で平成22年7月に葬儀会館「ティア西尾」をオープン以降、現在5会館を運営し、各会館の認知度も着実に上昇するなか、今後の需要を見据えた積極的な営業政策を継続しております。この結果、当連結会計年度における売上高は610百万円（前期比6.2%減）、営業利益は27百万円（前期比41.3%減）となりました。

不動産賃貸・管理事業につきましては、子会社であるエスケーアイ開発株式会社で平成19年8月に大型立体駐車場「エスケーアイパーク法王町」を名古屋市千種区にオープン後、稼働率が順調に推移しており、太陽光設備の販売も行いました。当連結会計年度における売上高は422百万円（前期比268.0%増）、営業利益は17百万円（前期比62.8%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は17,992百万円（前期比5.7%増）、営業利益は763百万円（前期比1.6%増）、経常利益は654百万円（前期比12.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は315百万円（前期比21.1%減）となりました。

2. 企業集団の設備投資の状況

(1) 設備投資総額 4,870,581千円

(2) 完成した主な設備

〔太陽光発電所〕

エスケーアイ嵐山発電所、エスケーアイ東員第1発電所

エスケーアイ東員第2発電所、エスケーアイ柘植発電所

〔店舗〕

ソフトバンクショップ

大高インター、富士駅南、厚木林

併売店

サカイモバイルマーケット

(3) 移転した主な設備

[店舗]

ソフトバンクショップ

鈴鹿中央、富士木島

(4) 改修した主な設備

[店舗]

ソフトバンクショップ

鶴川

auショップ

寒川、若葉台、つきみ野

(5) 継続中の主な設備

[太陽光発電所]

エスケーアイ和歌山発電所、エスケーアイ東広島発電所

[店舗]

ソフトバンクショップ

滝ノ水

3. 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度は、自己資金および金融機関からの借入金により必要資金を賄いました。

4. 企業集団および当社の財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 23 期 平成25年 9 月期	第 24 期 平成26年 9 月期	第 25 期 平成27年 9 月期	第 26 期 平成28年 9 月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	17,225,194	16,258,866	17,019,764	17,992,078
経常利益 (千円)	769,694	556,706	749,565	654,146
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	356,105	363,381	399,260	315,098
1株当たり当期純利益 (円)	32.80	33.47	36.78	29.02
純資産 (千円)	3,224,009	3,483,878	4,094,809	4,050,554
総資産 (千円)	9,035,931	9,642,233	13,573,797	18,229,847

(注) 第26期（当連結会計年度）の状況につきましては、「1. 企業集団の事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 23 期 平成25年 9 月期	第 24 期 平成26年 9 月期	第 25 期 平成27年 9 月期	第 26 期 平成28年 9 月期 (当 期)
売 上 高 (千円)	15,600,123	14,405,743	15,061,536	15,726,266
経 常 利 益 (千円)	519,638	401,089	489,416	382,303
当 期 純 利 益 (千円)	316,709	180,098	260,279	204,938
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	29.17	16.59	23.97	18.88
純 資 産 (千円)	3,303,583	3,346,030	3,777,168	3,581,255
総 資 産 (千円)	6,855,883	7,836,229	11,657,521	15,740,953

5. 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (千円)	当社の議決 権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社セントラルパートナーズ	190,000	68.5	保 険 代 理 店 事 業
エスケーアイマネジメント株式会社	490,000	100.0	葬 祭 事 業
エスケーアイ開発株式会社	200,000	100.0	不 動 産 賃 貸 ・ 管 理 事 業 太陽光発電および太陽光設備等の販売

6. 企業集団の対処すべき課題

当業界は、移動体通信事業者が通信と電力等のセット販売を積極的に展開しておりますが、引続き各店舗の販売成績のみならず、店内外の整備状況および接客等の総合的評価が問われるため、当社では組織を強化して店舗スタッフの更なる能力向上に努めるとともに、店舗での販売の効率性を改善し、一人当たりの販売コストの低減を図ることにより、利益の確保に注力し、業績の向上に努めてまいります。

また、太陽光発電事業につきましても、平成29年10月以降に大幅な増収・増益に繋がる大型プロジェクトを推進しており、更なる経営効率を勘案し取組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

7. 企業集団の主要な事業内容(平成28年 9 月30日現在)

- (1) 移動体通信サービスの加入契約取次ぎ代理店事業および移動体通信端末の販売事業
- (2) 再生可能エネルギー事業
- (3) 生命保険・損害保険の募集業務および付帯業務、通信販売業
- (4) 葬祭請負を中心とした葬祭事業
- (5) 不動産の賃貸業務および管理業務、太陽光設備等の販売

8. 企業集団の主要な営業所および設備等（平成28年9月30日現在）

(1) 当社

① 本社	愛知県名古屋市中区	
② 関東支社	神奈川県横浜市港北区	
③ 店舗	愛知県内	25店舗
	岐阜県内	5店舗
	三重県内	3店舗
	静岡県内	6店舗
	東京都内	11店舗
	神奈川県内	13店舗
④ 太陽光発電所	愛知県内	1ヶ所
	岐阜県内	1ヶ所
	三重県内	3ヶ所
	埼玉県内	1ヶ所

(2) 子会社

株式会社セントラルパートナーズ

① 本社	岐阜県大垣市
② 東北支店	青森県青森市
③ 新潟支店	新潟県新潟市

エスケーアイマネージメント株式会社

① 本社	愛知県知多市	
② 葬儀会館	愛知県内	4会館
	三重県内	1会館

エスケーアイ開発株式会社

① 本社	愛知県名古屋市中区	
② 立体駐車場	愛知県（名古屋市）内	1ヶ所

9. 企業集団および当社の従業員の状況（平成28年9月30日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
移動体通信機器販売関連事業	302 名	25名増
太陽光発電事業	5 名	1名増
保険代理店事業	99 名	17名増
葬祭事業	19 名	4名減
不動産賃貸・管理事業	3 名	2名増
合 計	428 名	41名増

(注) 従業員数には、臨時従業員166名は含まれておりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
307名	26名増	26.9歳	3.8年

(注) 従業員数には、臨時従業員57名は含まれておりません。

10. 企業集団の主要な借入先・借入額（平成28年9月30日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社りそな銀行	2,489,824 千円
株式会社十六銀行	1,613,068
株式会社三井住友銀行	1,437,500
株式会社みずほ銀行	1,223,434
株式会社横浜銀行	952,300
株式会社大垣共立銀行	925,000
株式会社愛知銀行	540,640
株式会社名古屋銀行	485,997
株式会社中京銀行	356,250

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（平成28年9月30日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 10,856,500株 |
| (3) 株主数 | 1,705名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 サ カ イ	2,353,000	21.67
株 式 会 社 光 通 信	2,126,000	19.58
酒 井 俊 光	749,000	6.89
V Tホールディングス株式会社	629,100	5.79
ソ フ ト バ ン ク 株 式 会 社	450,000	4.14
酒 井 昌 也	323,000	2.97
肥 田 貴 将	282,000	2.59
ア イ デ ン 株 式 会 社	258,500	2.38
エ ス ケ ー ア イ 従 業 員 持 株 会	249,800	2.30
肥 田 由 美 子	190,700	1.75

(注) 持株比率は自己株式(117株)を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第4回新株予約権
発行決議日	平成26年10月27日
新株予約権の数	800,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 800,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり285円 (1株当たり285円)
権利行使期間	平成28年11月4日 から 平成33年10月31日 まで
行使の条件	(注) 1
当社取締役の保有状況 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 800,000個 目的となる株式数 800,000株 保有者数 3人

(注) 1. 行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、権利行使の時点において、当社または当社子会社の取締役、その他これに準ずる地位にあるとき、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができるものとする。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等(平成28年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	酒 井 昌 也	—	株式会社セントラルパートナーズ取締役 エスケーアイマネージメント株式会社 代表取締役会長 エスケーアイ開発株式会社代表取締役会長
専 務 取 締 役	酒 井 俊 光	営業本部長	エスケーアイ開発株式会社取締役
常 務 取 締 役	田 川 正 彦	管理本部長 兼経理部長	株式会社セントラルパートナーズ監査役 エスケーアイマネージメント株式会社監査役 エスケーアイ開発株式会社監査役
取 締 役	肥 田 貴 将	—	株式会社セントラルパートナーズ代表取締役専務 エスケーアイマネージメント株式会社取締役
取 締 役	長 澤 篤 治	—	株式会社セントラルパートナーズ代表取締役社長
取 締 役	小 島 浩 司	—	監査法人東海会計社代表社員
取 締 役	山 口 伸 淑	—	ナカバヤシ株式会社社外取締役 ウシオ電機株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	古 川 裕 美	—	—
監 査 役	浅 井 一 郎	—	あさひ経営代表 ゼネラルパッカー株式会社監査役
監 査 役	長谷川 直 人	—	税理士法人長谷川会計事務所代表社員

- (注) 1. 取締役 小島浩司氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役 山口伸淑氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役 浅井一郎氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役 長谷川直人氏は、社外監査役で税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見があり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	7 名	166,520千円
監 査 役	3 名	12,900千円
合 計	10名	179,420千円

- (注) 1. 株主総会の決議（平成27年12月17日改定）による取締役報酬限度額は、年額300,000千円であり、株主総会の決議（平成11年1月31日改定）による監査役報酬限度額は、年額24,000千円であります。
2. 上記の報酬等の額には、当事業年度中に役員賞与引当金繰入額として費用計上した 49,200千円(取締役45,900千円、監査役3,300千円)および役員退職慰労引当金繰入額として費用計上した24,740千円が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 兼職の状況

区 分	氏 名	兼 職 先 お よ び 兼 職 内 容
取 締 役	小 島 浩 司	監査法人東海会計社代表社員
取 締 役	山 口 伸 淑	ナカバヤシ株式会社社外取締役 ウシオ電機株式会社社外取締役
監 査 役	浅 井 一 郎	あさひ経営代表 ゼネラルパッカー株式会社監査役
監 査 役	長 谷 川 直 人	税理士法人長谷川会計事務所代表社員

- (注) 1. 小島浩司氏は監査法人東海会計社の代表社員を兼職しておりますが、当社との間に取引関係はありません。
2. 山口伸淑氏は、ナカバヤシ株式会社およびウシオ電機株式会社の社外取締役を兼職しておりますが、各社と当社との間に取引関係はありません。
3. 浅井一郎氏はあさひ経営の代表およびゼネラルパッカー株式会社の監査役を兼職しておりますが、各社と当社との間に取引関係はありません。
4. 長谷川直人氏は税理士法人長谷川会計事務所の代表社員を兼職しておりますが、当社との間に取引関係はありません。

(2) 主な活動状況

区 分	氏 名	当該事業年度における主な活動状況
取 締 役	小 島 浩 司	当事業年度開催の取締役会のうち92%に出席し、公認会計士および税理士としての豊富な経験・識見を活かして、幅広い見地から当社の経営活動全般に対して的確な意見の表明を行いました。
取 締 役	山 口 伸 淑	平成27年12月17日就任後の当事業年度開催の取締役会のうち100%に出席し、金融および企業経営における幅広い職見を活かして、当社の経営活動全般に対して的確な意見の表明を行いました。
監 査 役	浅 井 一 郎	当事業年度開催の取締役会のうち100%に、また、監査役会100%に出席し、金融界およびシンクタンクでの豊富な経験・識見を活かして、幅広い見地から当社の経営全般に的確な意見の表明を行いました。
監 査 役	長 谷 川 直 人	当事業年度開催の取締役会のうち92%に、また、監査役会100%に出席し、税務・会計面での豊富な経験・識見を活かして、幅広い見地から当社の経営全般に的確な意見の表明を行いました。

(3) 報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	2 名	5,460千円
監 査 役	2 名	1,800千円
合 計	4 名	7,260千円

(4) 責任限定契約の内容と概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,000千円または会社法第425条1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額としております。

V. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 栄監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 17,200千円

② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 17,200千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の報酬等について、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画と実績の対比を踏まえ、新事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬額の見積もりの相当性を検討し、同意しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

また、当監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

VI. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条に基づき、内部統制システム構築の基本方針を定め、この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、内部統制システムを構築しており、今後も常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図るため、次のような体制にしております。

(1) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 役員および使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、取締役である経営戦略本部長を責任役員として、その責任のもと、役員および使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。
- ② 万が一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。
- ③ 担当役員は、役員および使用人に対して適切な研修体制を構築し、内部通報ガイドラインおよび内部通報相談窓口の更なる周知徹底を図る。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という。）の取扱は、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存および管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ② 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否および保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。
- ③ 前2項に係る事務は、当該担当取締役が所管し、①の検証・見直しの経過、②のデータベースの運用・管理について、定期的に取り締役に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、経営戦略本部に内部監査担当を設置し、経営戦略本部担当取締役が、その事務を管掌する。
- ② 経営戦略本部内部監査担当は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
- ③ 経営戦略本部内部監査担当の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険ある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに経営戦略本部長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会に通報する体制を構築する。

- ④ 経営戦略本部内部監査担当の活動を円滑にするために、関連する諸規程、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また経営戦略本部内部監査担当の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに経営戦略本部内部監査担当に報告するよう指導する。
 - ⑤ コンプライアンス・リスク管理委員会は、諸規程の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する研修等を企画実行する。
- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検証を行う。
 - ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
 - ③ 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、組織規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- (5) 当社ならびに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 四半期ごとに、当社子会社および関連会社（以下、子会社等という。）のリスク情報の有無を監査するために、経営戦略本部長を長とするグループ監査担当を設置する。
 - ② グループ監査担当は、子会社等に損失の危険性が発生し、グループ監査担当がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制を構築する。
 - ③ 当社と子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、グループ監査担当は子会社等の内部監査室に相当する部署と十分な情報交換を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、使用人を配置する。
 - ② 当該使用人は、監査役の指示に従いその職務を行うものとする。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
 - ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
 - ② 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・ 当社の子会社等の監査役および内部監査担当部門の活動状況
 - ・ 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - ・ 業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・ 内部通報制度の運用および通報の内容
 - ・ 社内稟議書および監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役の職務を補助する部署の設置に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めるため、管理本部担当取締役を責任者として、総務部担当責任者および各監査役を委員とする監査体制検討委員会を設置する。
 - ② 同委員会の委員は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制
- ① 当社ならびに当社子会社から成る企業集団は、市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを基本方針とする。
 - ② 反社会的勢力排除に向けた業務運営
総務部を対応統括部署とし、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士、外部専門会社等の外部専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関し、協力または支援を得ることとする。また、総務部において、対応マニュアルの整備を進めるとともに、役員および従業員への周知徹底を図るため、適宜コンプライアンス研修を実施する。

2. 業務の適正を確保する体制の運用状況

当社のコーポレートガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。

- (1) 取締役会は、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議いたしました。
- (2) 監査役会は、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- (3) 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- (4) 情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的とした社員教育を実施したほか、文書やデータの管理・廃棄方法のさらなる厳格化を図りました。
- (5) リスク管理規程・コンプライアンス規程に基づき、大規模自然災害発生時における連絡体制および初動体制を整備し、模擬訓練を実施いたしました。
- (6) 取締役および監査役を対象に改正会社法およびコーポレートガバナンス・コードについて研修を実施いたしました。

（注） 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,155,114	流動負債	7,029,574
現金及び預金	3,706,419	買掛金	1,403,019
売掛金	2,425,834	短期借入金	4,275,000
商品	819,764	1年内償還予定の社債	250,000
繰延税金資産	51,056	1年内返済予定の長期借入金	337,280
その他	152,039	未払金	223,027
固定資産	11,074,732	未払法人税等	47,248
有形固定資産	9,028,297	賞与引当金	91,077
建物及び構築物	1,732,087	役員賞与引当金	70,750
機械装置及び運搬具	2,175,598	その他	332,170
土地	1,924,886	固定負債	7,149,718
建設仮勘定	3,162,140	社債	710,000
その他	33,584	長期借入金	5,411,733
無形固定資産	448,366	役員退職慰労引当金	271,810
のれん	180,568	退職給付に係る負債	73,199
その他	267,798	資産除去債務	212,673
投資その他の資産	1,598,068	繰延税金負債	439,139
投資有価証券	832,623	その他	31,161
差入保証金	321,718	負債合計	14,179,292
その他	443,726	(純資産の部)	
資産合計	18,229,847	株主資本	3,320,707
		資本金	729,364
		資本剰余金	666,862
		利益剰余金	1,924,506
		自己株式	△26
		その他の包括利益累計額	395,426
		その他有価証券評価差額金	395,426
		新株予約権	53,123
		非支配株主持分	281,297
		純資産合計	4,050,554
		負債純資産合計	18,229,847

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成27年10月 1 日)
(至 平成28年 9 月30日)

(単位：千円)

科目	金額	
売 上 高		17,992,078
売 上 原 価		12,970,287
売 上 総 利 益		5,021,790
販売費及び一般管理費		4,258,154
営 業 利 益		763,636
営 業 外 収 益		53,550
受 取 利 息 及 び 配 当 金	27,362	
補 助 金 収 入	6,678	
そ の 他	19,509	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	56,685	163,040
融 資 手 数 料	34,216	
社 債 発 行 費	8,289	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	12,170	
為 替 差 損	42,066	
そ の 他	9,611	163,040
経 常 利 益		654,146
特 別 利 益		23,480
固 定 資 産 売 却 益	7,285	
受 取 保 険 金	16,194	
特 別 損 失		44,560
固 定 資 産 除 却 損	4,556	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	6,257	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	1,100	
減 損 損 失	17,766	
店 舗 盗 難 損 失	11,640	
そ の 他	3,240	44,560
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		633,065
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	116,075	270,107
法 人 税 等 調 整 額	154,031	
当 期 純 利 益		362,958
非支配株主に帰属する当期純利益		47,860
親会社株主に帰属する当期純利益		315,098

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年10月1日)
(至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年10月1日残高	729,364	666,862	1,880,818	△26	3,277,018
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△271,409		△271,409
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			315,098		315,098
自 己 株 式 の 取 得					—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	43,688	—	43,688
平成28年9月30日残高	729,364	666,862	1,924,506	△26	3,320,707

	その他の包括 利益累計額	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金			
平成27年10月1日残高	557,002	21,247	239,540	4,094,809
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△271,409
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				315,098
自 己 株 式 の 取 得				—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△161,576	31,875	41,756	△87,943
当 期 変 動 額 合 計	△161,576	31,875	41,756	△44,255
平成28年9月30日残高	395,426	53,123	281,297	4,050,554

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3 社
- (2) 連結子会社の名称 株式会社セントラルパートナーズ
エスケーアイマネージメント株式会社
エスケーアイ開発株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券……………時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

なお、組込みデリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当期の損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準および評価方法

商品……………月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物並びに太陽光発電設備（機械装置）については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物…………… 3～47年

機械装置及び運搬具…………… 2～17年

無形固定資産……………定額法によっております。

なお、のれんについては、投資対象ごとに投資効果の発現する期間を見積り、20年以内で均等償却しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額を費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に充当するため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

役員退職慰労……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

4. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結累計期間及び前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

5. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めていた「為替差損」(前連結会計年度2,388千円)は重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

6. 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算(ただし、平成28年10月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.06%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年10月1日から平成30年9月30日までのものは30.70%、平成30年10月1日以降のものについては30.47%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が3,717千円、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が23,220千円、法人税等調整額が12,170千円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が7,332千円増加しております。

Ⅱ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および対応する債務

担保に供している資産

建物及び構築物	802,787 千円
機械装置	1,263,390 千円
土地	1,632,139 千円
その他	30,930 千円
合計	3,729,247 千円

上記に対応する債務

短期借入金	1,025,000 千円
1年内償還予定の社債	90,000 千円
1年内返済予定の長期借入金	242,468 千円
社債	180,000 千円
長期借入金	4,945,988 千円
合計	6,483,456 千円

2. 貸出コミットメント

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行10行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額および

貸出コミットメントの総額	4,100,000 千円
借入実行残高	3,650,000 千円
差引未実行残高	450,000 千円

3. シンジケートローン

- (1) 当社は和歌山県和歌山市におけるメガソーラー発電施設の建設に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行4行とシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約を平成27年3月31日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

平成27年3月31日付シンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約

融資枠契約の総額	8,000,000 千円
借入実行残高	2,500,000 千円
差引未実行残高	5,500,000 千円

上記の契約にかかる財務制限条項

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
- ③ 12月末日の基準日における直前4回のDSCR（対象発電所に係る純収入÷元利返済額）の平均値を1.00以上に維持すること。

- (2) 当社は広島県東広島市におけるメガソーラー発電施設の建設に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行2行とシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約を平成27年9月28日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

平成27年9月28日付シンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約

融資枠契約の総額 3,000,000 千円

借入実行残高 360,000 千円

差引未実行残高 2,640,000 千円

上記の契約にかかる財務制限条項

- ① 2015年9月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持すること。
- ② 2015年9月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2016年9月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

4. 有形固定資産の減価償却累計額 1,527,891 千円

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首(株)	増 加(株)	減 少(株)	当連結会計年度末(株)
普通株式	10,856,500	—	—	10,856,500
合 計	10,856,500	—	—	10,856,500

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成27年12月17日 定 時 株 主 総 会	普通株式	162,845	15	平成27年9月30日	平成27年12月18日
平成28年5月9日 取 締 役 会	普通株式	108,563	10	平成28年3月31日	平成28年6月23日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成28年12月20日 定 時 株 主 総 会	普通株式	108,563	利益剰余金	10	平成28年 9月30日	平成28年 12月21日

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用し、一部において効率的な資金運用を目的として、安全性が高いと判断された複合金融商品を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、一部の複合金融商品についても株式相場の市場価格等の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金および社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後17年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金および社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために運転資金については、各金融機関にコミットメントライン等の借入極度枠を設定して運用するとともに、条件面でも各金融機関に状況による見直しを要請しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、状況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、複合金融商品についても定期的に時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	3,706,419	3,706,419	—
(2) 売掛金	2,425,834	2,425,834	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	818,986	818,986	—
資産計	6,951,240	6,951,240	—
(1) 買掛金	1,403,019	1,403,019	—
(2) 短期借入金	4,275,000	4,275,000	—
(3) 社債（*）	960,000	961,602	1,602
(4) 長期借入金（*）	5,749,013	5,762,307	13,294
負債計	12,387,032	12,401,928	14,896

（*）社債、長期借入金には1年内の期限到来部分を含めて記載しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金及び預金、（2）売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から掲示された価格によっております。また、デリバティブが組み込まれた複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、投資有価証券の時価に含めて表示しております。

負 債

（1）買掛金、（2）短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）社債、（4）長期借入金

これらの時価は、1年内に期限が到来するものは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率によって算定する方法によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額13,637千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「（3）投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

V. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	342円 30銭
1株当たり当期純利益	29円 02銭

VI. 重要な後発事象に関する注記

会社分割方式による持株会社体制への移行および子会社（分割準備会社）の設立

当社は、平成28年10月14日開催の取締役会において、平成29年10月1日（予定）を効力発生日として会社分割の方式により持株会社体制へ移行すること、および分割準備会社として当社100%出資の子会社（以下「分割準備会社」とします。）を設立することを決議いたしました。

なお、持株会社体制への移行につきましては、平成28年12月20日に開催予定の定時株主総会による承認、および必要に応じ所管官公庁の許認可が得られることを条件に実施いたします。

1. 持株会社体制への移行目的・背景

当社は、従来から移動体通信事業をメインとしておりましたが、ここ数年で保険代理店事業、葬祭事業、再生可能エネルギー事業と、新規事業に積極的に取り組んでおります。

今後も既存事業での増収増益の継続を目指しつつ、一方で更なる新規事業への参入を検討しており、当社グループ企業が増加していくことが想定されます。

これらの戦略遂行を一層加速し、当社グループが更なる成長を実現していくためには、各事業領域において環境変化への迅速な対応力を高めるとともに、当社グループ全体の企業価値を最大化する経営体制を構築する必要があると考え、持株会社への移行を検討することといたしました。

当社が持株会社への移行を検討する具体的な目的は次の通りです。

(1) グループの経営体制の強化

グループ経営の意思決定と各事業領域における業務執行の分離により、当社グループ全体の経営効率の向上を実現させます。持株会社体制への移行により、グループ企業の継続的な成長を目的として、当社グループ各社による柔軟な組織運営を維持し、意思決定のスピードを高めるとともに、投資判断・再編を加速させる仕組みを構築することに注力いたします。

(2) グループの事業執行体制の強化

各事業会社の継続的な成長を目指すため、それぞれの責任と権限の下で事業に専念することにより、事業ごとの専門性・自律性をより高め、適切な牽制の下で、より実効性の高い事業執行体制を確立します。

(3) グループのガバナンス体制の強化

グループ全体の企業価値を向上させるべく、適切な牽制の下でコーポレート・ガバナンスの強化を推進するとともに、より精度の高い事業計画を策定し、より中立的な観点での事業評価を行う体制を作ります。

2. 持株会社体制移行準備にあたり設立した分割準備会社の概要

(1) 名称	株式会社エスケーアイ分割準備会社
(2) 所在地	名古屋市中区千代田五丁目21番20号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 酒井 昌也
(4) 事業内容	・コンピューター、通信機器の販売及びリース・保守 ・通信システムによる情報の収集処理並びに販売 ・広告代理業 ・電話料金の収集代行業務 ・携帯電話の回収及びリサイクル業 ・クレジット業務 ・事務機器、事務用品の販売及びリース ・インターネットを利用した通信販売業務 ・生命保険の募集に関する業務 ・損害保険代理店業 ・旅行業 ・その他商業全般 ・上記各号に附帯する一切の業務
(5) 資本金	10,000,000円
(6) 設立年月日	平成28年10月27日
(7) 決算期	9月30日
(8) 大株主及び持ち株比率	株式会社エスケーアイ 100%

3. 持株会社体制への移行スケジュール（予定）

平成28年11月中旬 持株会社体制移行に関する取締役会決議

平成28年12月下旬 定時株主総会における持株会社化の承認

平成29年10月1日 持株会社体制への移行

貸 借 対 照 表

(平成28年 9 月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,525,604	流動負債	6,591,040
現金及び預金	2,752,149	買掛金	1,380,830
売掛金	1,568,880	短期借入金	4,275,000
商 品	816,427	1年内償還予定の社債	250,000
繰延税金資産	30,557	1年内返済予定	149,088
その他の	357,589	長期借入金	190,759
固定資産	10,215,348	未払金	2,761
有形固定資産	7,143,618	未払法人税等	142,157
建物	604,528	賞与引当金	55,000
構築物	90,345	役員賞与引当金	49,200
機械及び装置	1,748,686	その他の	96,244
船舶	24	固定負債	5,568,657
車両運搬具	34,339	社 債	710,000
工具、器具及び備品	30,460	長期借入金	3,930,634
土地	1,477,299	退職給付引当金	73,199
建設仮勘定	3,157,934	役員退職慰労引当金	271,810
無形固定資産	374,008	資産除去債務	153,079
のれん	180,568	繰延税金負債	421,776
その他の	193,440	その他の	8,157
投資その他の資産	2,697,720	負債合計	12,159,698
投資有価証券	802,026	(純資産の部)	
関係会社株式	1,220,150	株主資本	3,132,983
差入保証金	261,322	資本金	729,364
その他の	414,221	資本剰余金	666,862
資産合計	15,740,953	資本準備金	666,862
		利益剰余金	1,736,782
		利益準備金	3,820
		その他利益剰余金	1,732,962
		別途積立金	134,150
		特別償却準備金	1,032,235
		繰越利益剰余金	566,576
		自己株式	△26
		評価・換算差額等	395,148
		その他有価証券評価差額金	395,148
		新株予約権	53,123
		純資産合計	3,581,255
		負債純資産合計	15,740,953

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成27年10月1日)
(至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

科目	金額	
売 上 高		15,726,266
売 上 原 価		12,430,626
売 上 総 利 益		3,295,639
販売費及び一般管理費		2,823,324
営 業 利 益		472,314
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	41,888	
そ の 他	15,596	57,485
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	41,020	
社 債 発 行 費	8,289	
融 資 手 数 料	34,216	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	12,170	
為 替 差 損	42,254	
そ の 他	9,544	147,496
経 常 利 益		382,303
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6,607	
受 取 保 険 金	16,194	22,802
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,340	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	6,257	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	1,100	
減 損 損 失	17,766	
店 舗 盗 難 損 失	11,640	
そ の 他	3,240	44,344
税 引 前 当 期 純 利 益		360,761
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	24,200	
法 人 税 等 調 整 額	131,622	155,822
当 期 純 利 益		204,938

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年10月1日)
(至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本 剰余金	利 益 剰 余 金				
		資本 準備金	利益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計
				別途 積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	
平成27年10月1日残高	729,364	666,862	3,820	134,150	257,702	1,407,581	1,803,254
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△271,409	△271,409
当 期 純 利 益						204,938	204,938
自 己 株 式 の 取 得							—
特別償却準備金の積立					809,072	△809,072	—
特別償却準備金の取崩					△34,538	34,538	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	774,533	△841,004	△66,471
平成28年9月30日残高	729,364	666,862	3,820	134,150	1,032,235	566,576	1,736,782

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
平成27年10月1日残高	△26	3,199,454	556,466	21,247	3,777,168
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△271,409			△271,409
当 期 純 利 益		204,938			204,938
自 己 株 式 の 取 得					—
特別償却準備金の積立		—			—
特別償却準備金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△161,317	31,875	△129,442
当 期 変 動 額 合 計	—	△66,471	△161,317	31,875	△195,913
平成28年9月30日残高	△26	3,132,983	395,148	53,123	3,581,255

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

なお、組込みデリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当期の損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品……………月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物並びに太陽光発電設備（機械装置）については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………3～39年

機械及び装置……………15～17年

無形固定資産……………定額法によっております。

なお、のれんについては、投資対象ごとに投資効果の発現する期間を見積り、20年以内で均等償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額を費用として処理しております。

4. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に充当するため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末自己都合退職金要支給額の100%を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

6. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

7. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めていた「為替差損」(前事業年度2,200千円)は重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

Ⅱ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および対応する債務

担保に供している資産

建物	67,788千円
構築物	24,558千円
機械及び装置	890,424千円
土地	1,184,551千円
その他	20,966千円
合計	2,188,289千円

上記に対応する債務

短期借入金	1,025,000千円
1年内償還予定の社債	900,000千円
1年内返済予定の長期借入金	85,488千円
社債	180,000千円
長期借入金	3,741,934千円
合計	5,122,422千円

2. 貸出コミットメント

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行10行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額および

貸出コミットメントの総額	4,100,000 千円
借入実行残高	3,650,000 千円
差引未実行残高	450,000 千円

3. シンジケートローン

(1) 当社は和歌山県和歌山市におけるメガソーラー発電施設の建設に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行4行とシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約を平成27年3月31日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

平成27年3月31日付シンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約

融資枠契約の総額	8,000,000 千円
借入実行残高	2,500,000 千円
差引未実行残高	5,500,000 千円

上記の契約にかかる財務制限条項

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
- ③ 12月末日の基準日における直前4回のDSCR（対象発電所に係る純収入÷元利返済額）の平均値を1.00以上に維持すること。

- (2) 当社は広島県東広島市におけるメガソーラー発電施設の建設に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行2行とシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約を平成27年9月28日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

平成27年9月28日付シンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約

融資枠契約の総額	3,000,000 千円
借入実行残高	360,000 千円
差引未実行残高	2,640,000 千円

上記の契約にかかる財務制限条項

- ① 2015年9月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持すること。
- ② 2015年9月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2016年9月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

4. 有形固定資産の減価償却累計額 910,796千円

5. 偶発債務
債務保証

子会社の銀行取引に対する保証

株式会社セントラルパートナーズ	40,024千円
エスケーアイマネージメント株式会社	987,673千円
エスケーアイ開発株式会社	641,594千円
合計	1,669,291千円

6. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	250,454千円
長期金銭債権	35,814千円
短期金銭債務	58千円
長期金銭債務	8,007千円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上原価	25,713千円
販売費及び一般管理費	11,775千円
営業取引以外の取引高	2,780千円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	117株
------	------

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、特別償却準備金等であります。

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算(ただし、平成28年10月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.06%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年10月1日から平成30年9月30日までのものは30.70%、平成30年10月1日以降のものについては30.47%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が2,120千円、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が22,009千円、法人税等調整額が12,566千円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が7,323千円増加しております。

また、特別償却準備金が23,604千円増加し、繰越利益剰余金は23,604千円減少しております。

VI. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 セントラル パートナーズ	直接 68.5	役員の兼任	債務の保証 (注) 1	40,024	—	—
				資金の貸付 (注) 2	100,000	短期貸付金	100,000
				利息の受取	602		
	エスケイアイ マネージメント 株式会社	直接 100.0	役員の兼任	債務の保証 (注) 1	987,673	—	—
				資金の貸付 (注) 2	—	短期貸付金	50,000
				利息の受取	502	—	—
	エスケイアイ 開発株式会社	直接 100.0	役員の兼任	債務の保証 (注) 1	641,594	—	—
				資金の貸付 (注) 2	150,000	短期貸付金	100,000
				貸付の返済	350,000		
				利息の受取	1,332	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 債務の保証は、金融機関からの借入金に対する債務保証であります。なお、保証料は受け取っておりません。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

2. 役員および個人主要株主等

種類	会社等の 名称	議決権の 被所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 サカイ (注) 1	21.67	役員の兼任	不動産の賃借 (注) 2	33,720	前払費用	11,514
						差入保証金	35,720
						長期前払費用	7,259

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社代表取締役酒井昌也の近親者（当社代表取締役酒井昌也を含む）が議決権の100%を直接保有しており、「その他の関係会社」にも該当しております。
2. 近隣の取引実勢等に基づき、協議の上決定しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	324円 98銭
1株当たり当期純利益	18円 88銭

VIII. 重要な後発事象に関する注記

会社分割方式による持株会社体制への移行および子会社（分割準備会社）の設立

当社は、平成28年10月14日開催の取締役会において、平成29年10月1日（予定）を効力発生日として会社分割の方式により持株会社体制へ移行すること、および分割準備会社として当社100%出資の子会社（以下「分割準備会社」とします。）を設立することを決議いたしました。

なお、持株会社体制への移行につきましては、平成28年12月20日に開催予定の定時株主総会による承認、および必要に応じ所管官公庁の許認可が得られることを条件に実施いたします。

1. 持株会社体制への移行目的・背景

当社は、従来から移動体通信事業をメインとしておりましたが、ここ数年で保険代理店事業、葬祭事業、再生可能エネルギー事業と、新規事業に積極的に取り組んでおります。

今後も既存事業での増収増益の継続を目指しつつ、一方で更なる新規事業への参入を検討しており、当社グループ企業が増加していくことが想定されます。

これらの戦略遂行を一層加速し、当社グループが更なる成長を実現していくためには、各事業領域において環境変化への迅速な対応力を高めるとともに、当社グループ全体の企業価値を最大化する経営体制を構築する必要があると考え、持株会社への移行を検討することといたしました。

当社が持株会社への移行を検討する具体的な目的は次の通りです。

(1) グループの経営体制の強化

グループ経営の意思決定と各事業領域における業務執行の分離により、当社グループ全体の経営効率の向上を実現させます。持株会社体制への移行により、グループ企業の継続的な成長を目的として、当社グループ各社による柔軟な組織運営を維持し、意思決定のスピードを高めるとともに、投資判断・再編を加速させる仕組みを構築することに注力いたします。

(2) グループの事業執行体制の強化

各事業会社の継続的な成長を目指すため、それぞれの責任と権限の下で事業に専念することにより、事業ごとの専門性・自律性をより高め、適切な牽制の下で、より実効性の高い事業執行体制を確立します。

(3) グループのガバナンス体制の強化

グループ全体の企業価値を向上させるべく、適切な牽制の下でコーポレート・ガバナンスの強化を推進するとともに、より精度の高い事業計画を策定し、より中立的な観点での事業評価を行う体制を作ります。

2. 持株会社体制移行準備にあたり設立した分割準備会社の概要

(1) 名称	株式会社エスケーアイ分割準備会社
(2) 所在地	名古屋市中区千代田五丁目21番20号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 酒井 昌也
(4) 事業内容	・ コンピューター、通信機器の販売及びリース・保守 ・ 通信システムによる情報の収集処理並びに販売 ・ 広告代理業 ・ 電話料金の収集代行業務 ・ 携帯電話の回収及びリサイクル業 ・ クレジット業務 ・ 事務機器、事務用品の販売及びリース ・ インターネットを利用した通信販売業務 ・ 生命保険の募集に関する業務 ・ 損害保険代理店業 ・ 旅行業 ・ その他商業全般 ・ 上記各号に附帯する一切の業務
(5) 資本金	10,000,000円
(6) 設立年月日	平成28年10月27日
(7) 決算期	9月30日
(8) 大株主及び持ち株比率	株式会社エスケーアイ 100%

3. 持株会社体制への移行スケジュール（予定）

平成28年11月中旬 持株会社体制移行に関する取締役会決議
平成28年12月下旬 定時株主総会における持株会社化の承認
平成29年10月1日 持株会社体制への移行

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年11月10日

株式会社エスケーアイ
取締役会 御中

栄監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士 玉置 浩一 ㊞
----------------	---------------

代表社員 業務執行社員	公認会計士 楯 泰治 ㊞
----------------	--------------

業務執行社員	公認会計士 市原 耕平 ㊞
--------	---------------

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスケーアイの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスケーアイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年10月14日開催の取締役会において、平成29年10月1日をもって持株会社体制に移行することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年11月10日

株式会社エスケーアイ
取締役会 御中

栄監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士 玉置 浩一 ㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士 楯 泰治 ㊞
業務執行社員	公認会計士 市原 耕平 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスケーアイの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年10月14日開催の取締役会において、平成29年10月1日をもって持株会社体制に移行することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月10日

株式会社エスケーアイ 監査役会

常勤監査役 古川 裕 美 ㊟

社外監査役 浅井 一郎 ㊟

社外監査役 長谷川 直 人 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、通期で増配を実施し、期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なおこの場合の配当総額は、108,563,830円となります。

(注) 中間配当10円を含めた当期の年間配当は、1株につき20円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年12月21日といたしたいと存じます。

第2号議案 持株会社化に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社は、従来から移動体通信事業をメインとしておりましたが、ここ数年で保険代理店事業、葬祭事業、再生可能エネルギー事業（現：太陽光発電事業）と、新規事業に積極的に取り組んでまいりました。

今後も、既存事業での増収増益の継続を目指しつつ、一方でさらなる新規事業への参入を検討しており、当社グループ企業が増加していくことが想定されます。

これらの戦略遂行を一層加速し、当社グループが更なる成長を実現していくためには、各事業領域において環境変化への迅速な対応力を高めるとともに、当社グループ全体の企業価値を最大化する経営体制を構築する必要があると考え、持株会社への移行の検討を進めてまいりました。

持株会社への移行の具体的な目的は次の通りです。

(1) グループの経営体制の強化

グループ経営の意思決定と各事業領域における業務執行の分離により、当社グループ全体の経営効率の向上を実現する他、持株会社体制への移行により、グループ企業の継続的な成長を目的として、当社グループ各社による柔軟な組織運営を維持し、意思決定のスピードを高めるとともに、投資判断・再編を加速させる仕組みを構築します。

(2) グループの事業執行体制の強化

各事業会社の継続的な成長を目指すため、それぞれの責任と権限の下で事業に専念することにより、事業ごとの専門性・自律性をより高め、適切な牽制のもとで、より実効性の高い事業執行体制を確立します。

(3) グループのガバナンス体制の強化

グループ全体の企業価値を向上させるべく、適切な牽制のもとでコーポレート・ガバナンスの強化を推進するとともに、より精度の高い事業計画を策定し、より中立的な観点での事業評価を行う体制を作ります。

当社グループとしましては、変化する経営環境の中で、持株会社体制への移行により、各事業の特性を活かしつつグループの総合力を最大限に発揮し、グループ経営機能の強化、各グループ会社の自律的経営並びに適切なガバナンス体制の確立により、グループ全体の企業価値増大を図ってまいります。

以上の目的から、当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の承認および吸収分割契約の効力発生を条件とし、平成29年10月1日（予定）をもって、当社の営む移動体通信機器販売関連事業を当社100%子会社である株式会社エスケーアイ分割準備会社（平成29年10月1日をもって「株式会社エスケーアイ」に商号変更予定。以下「承継会社」という。）に、吸収分割の方法により承継させることといたしたく存じます。

2. 吸収分割契約の内容

会社分割契約書

株式会社エスケーアイ（以下「甲」という。）と株式会社エスケーアイ分割準備会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収分割契約を締結する。

第1条（目的）

甲は、甲の営む移動体通信機器販売関連事業（以下「本営業」という。）に関して有する権利及び義務を分割し、乙に承継させるものとする。（かかる吸収分割を、以下「本件吸収分割」という。）

第2条（承継する権利義務）

乙が分割に際し承継する権利義務は、次のとおりとする。

1 承継する資産及び負債

乙が分割に際し甲から承継する資産及び負債は、別紙「承継権利義務明細書」に基づき、分割期日における本営業に関する資産、負債及びこれに付随する一切の権利義務とする。

甲は、契約締結日現在の貸借対照表、財産目録その他同日の計算を基礎とし、これに分割期日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を明確にし、その明細書を添付したうえで分割期日において乙に承継させるものとする。

2 承継する雇用契約

分割期日において、本営業部門に在籍する者全員を対象として、乙は甲の労働契約上の地位を承継する。ただし、分割期日現在引き続き在籍している者に限るものとする。

第3条（分割後の債権の弁済請求）

甲は、分割後も、乙の承継した全ての債務に対して重疊的にその責務を負うこととし、分割後に債権の弁済をすることができる債権者が甲に対してその弁済を求めた場合はこれに応じるものとする。

第4条（分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件吸収分割に際して、甲に対し、本件吸収分割により乙が承継する権利義務に代わる金銭等を交付しない。

第5条（分割により増加する資本金及び準備金等）

分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

1 増加すべき資本金の額

分割に際する資本金の増加はないものとする。

2 増加すべき資本準備金の額

分割に際する資本準備金の増加はないものとする。

3 増加すべき利益準備金の額

分割に際する利益準備金の増加はないものとする。

第6条（効力発生日）

本件吸収分割の効力は、平成29年10月1日に発生するものとする。

ただし、分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（会社分割承認総会）

甲は、平成28年12月20日に株主総会を開催し、本契約の承認を得るものとする。

ただし、分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

2 乙は、会社法第796条第1項の規定により、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく、本件吸収分割を実行する。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、善良な管理者の注意をもって業務を執行し、一切の財産を管理運営し、かつ自己の財産に重大な影響を及ぼす事項についてはあらかじめ相手方と協議して合意の上、実行するものとする。

第9条（契約の変更及び解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変更を生じたとき、若しくは隠れた重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、分割条件を変更し、又はこの契約を解除することができるものとする。

第10条（条件）

本契約は、第7条第1項に定める甲の株主総会における承認及び法令に定める関係官庁の承認を条件として効力を生じるものとする。

第11条（その他）

本契約書に定めるもののほか、会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定するものとする。

以上の合意を証するため、本契約書を1通作成し、甲が原本を、乙がその原本の写しを保有する。

平成28年11月10日

（甲） 名古屋市中区千代田五丁目21番20号
株式会社エスケーアイ
代表取締役 酒井 昌也 印

（乙） 名古屋市中区千代田五丁目21番20号
株式会社エスケーアイ分割準備会社
代表取締役 酒井 昌也 印

(別紙)

承継権利義務明細書

1. 承継する資産、負債

本吸収分割の効力発生日において、本営業に属する次に掲げるとおりの資産、負債とする。

(1) 流動資産

本営業に属する現金及び預金、営業債権、棚卸資産等の流動資産

(2) 固定資産

① 有形固定資産

本営業に属する建物、備品等の有形固定資産

② 無形固定資産

本営業に属する電話加入権、ソフトウェア等の無形固定資産

③ 投資その他の資産

本営業に属する差入保証金、長期前払費用等の投資その他の資産

(3) 流動負債

本営業に属する買掛金、短期借入金、預り金、賞与引当金等の流動負債

(4) 固定負債

本営業に属する社債、退職給付引当金等の固定負債

2. 承継する雇用契約等

本吸収分割の効力発生日において、本営業に主として従事する労働者（嘱託社員、准社員、採用内定者、パート社員、アルバイト等を含む。）並びに、本営業に従として従事する管理部門以外のパート社員に関する全ての雇用契約、労使協定及び労働協約

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約等以外の契約等

本吸収分割の効力発生日において、甲が締結している本営業に関する一切の契約上の地位及びこれに基づいて発生した一切の権利義務とする。なお、本吸収分割により乙に承継させることが当該各契約に定める甲の義務に抵触し、かつ、当該各契約の免除について当該各契約の相手方の同意が得られない場合、又は、甲の契約上の地位等を乙に承継させるために当該各契約において必要とされる手続を甲が効力発生日の前日時点において履行できる見込みがない場合、その他当該各契約上の地位等を乙に承継させることにより甲又は乙に著しい不利益が発生する場合、当該各契約上の地位等を承継対象権利義務から除外する。

(2) 許認可等

甲が本営業に関して取得している許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。

以上

3. 会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項 (分割対価の相当性)

当社は吸収分割承継会社である株式会社エスケーアイ分割準備会社の全株式を保有しているため、本件吸収分割に伴い株式会社エスケーアイ分割準備会社は、分割対価として株式その他の金銭等の交付はいたしません。また、本件吸収分割により株式会社エスケーアイ分割準備会社の資本金および資本準備金の額は増加いたしません。

(2) 承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

承継会社は、平成28年10月27日に成立した会社であるため、確定した最終年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	10,000	株主資本	10,000
現金および預金	10,000	資本金	10,000
資産合計	10,000	負債・純資産合計	10,000

(3) 承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

承継会社には、会社成立の日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は存在いたしません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、第2号議案「持株会社化に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、平成29年10月1日（予定）をもって、移動体通信機器販売関連に関する事業を吸収分割の方法により、当社100%子会社に継承させ、持株会社となります。このため、事業持株会社に経営組織を変更することに伴い、商号および事業目的並びにその他文言を変更するものであります。（現行定款第1条および第2条）併せて、平成29年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

なお、本変更につきましては、第2号議案が承認されること、および吸収分割の効力が発生することを条件としております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、株式会社エスケイアイと称し、英文では、<u>S・K・I・CORPORATION</u>と表示する。 (目的) 第2条 当社は、<u>次の事業を営む</u>ことを目的とする。 (1) ～ (19) (記載省略) (新設)	第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、株式会社サカイホールディングスと称し、英文では、<u>SAKAI Holdings CO., LTD</u>と表示する。 (目的) 第2条 当社は、<u>次の各号に掲げる事業及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営む会社、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理</u>することを目的とする。 (1) ～ (19) (現行どおり) (20) <u>コンピュータ通信網及びインターネットを利用した情報の収集、分析、処理、提供</u> (21) <u>コンピュータ、コンピュータ周辺機器及びこれらに関するソフトウェアの開発、製造、販売、技術指導、メンテナンス業並びにそのコンサルティング業務</u> (22) <u>コンピュータシステムの分析、設計、企画、開発、販売及び保守に関する業務</u> (23) <u>通信販売業及び通信販売業者からの依頼による商品情報の提供、注文書の受付業務及び商品発送業務</u> (24) <u>通信ネットワークシステムに関する企画、開発、保守、コンサルティング、教育及び販売</u> (25) <u>衣料品・食品・家庭用電気製品・自動車・自動二輪車・原動機付自転車・自転車類・時計・宝飾品類・機械工具類の販売</u>

現行定款	変更案
(新設) (20) その他商業全般 (21) 上記各号に付帯する一切の業務 (新設) 第3条～第46条（条文省略） (新設)	(26) <u>労働者派遣事業</u> (27) <u>冠婚葬祭の請負に関する業務</u> (28) <u>冠婚葬祭に関し必要な用度品の販売、衣装その他物品の賃貸</u> (29) <u>一般貨物自動車運送事業（霊柩限定）</u> (30) <u>霊園の造成・分譲受託・販売・管理及び仲介業並びに墓石の販売及び仲介業</u> (31) <u>仏壇・仏具・宗教用具の販売及び贈答品用の日用雑貨品、服飾雑貨品等の販売</u> (32) <u>生花・弁当等の調理食品・食料品及び酒類の販売</u> (33) <u>電子マネー及びその他の電子的価値情報（物品、情報又はサービス等の購入、利用若しくは交換に用いることができるもの）の発行、販売及び管理</u> (34) <u>不動産の売買、仲介、賃貸及び管理</u> (35) <u>駐車場設備の賃貸及び管理</u> (36) その他商業全般 (37) 上記各号に付帯する一切の業務 2. <u>当会社は、前項各号及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u> 第3条～第46条（現行どおり） 附則 第1条 <u>第1条（商号）及び第2条（目的）の変更については、平成28年12月20日開催予定の第26回定時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決されること及び上記吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日に効力が発生するものとする。</u> 第2条 <u>本附則は、前条に係る定款変更の効力発生後に削除する。</u>

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴いまして、本総会において取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	さか い まさ や 酒 井 昌 也 (昭和30年11月17日)	昭和56年8月 愛知樹脂株式会社監査役 平成3年3月 当社設立（設立発起人） 平成3年12月 当社代表取締役社長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社セントラルパートナーズ取締役 エスケーアイマネジメント株式会社代表取締役会長 エスケーアイ開発株式会社代表取締役会長	323,000株
2	ひ だ たか まさ 肥 田 貴 将 (昭和60年8月20日)	平成21年4月 アメリカン・ライフ・インシュア ランス・カンパニー入社 平成23年9月 当社入社 平成24年4月 株式会社セントラルパートナーズ取締役 平成24年6月 当社経営戦略本部企画推進部長 平成25年12月 株式会社セントラルパートナーズ 代表取締役専務（現任） 平成27年12月 当社取締役 平成27年12月 エスケーアイマネジメント株式会社 取締役 平成28年10月 当社代表取締役副社長（現任） 平成28年10月 エスケーアイマネジメント株式会社 代表取締役社長（現任）	282,000株
3	さか い とし みつ 酒 井 俊 光 (昭和37年3月31日)	昭和63年8月 愛知樹脂株式会社取締役 平成7年1月 当社専務取締役（現任） 平成8年6月 有限会社安さ一番携帯ディスカウント 設立 代表取締役 平成12年5月 当社営業本部長 〔重要な兼職の状況〕 エスケーアイ開発株式会社取締役	749,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
4	た が わ ま さ ひ こ 田 川 正 彦 (昭和31年4月30日)	昭和50年4月 株式会社三重銀行入行 昭和63年7月 軽便株式会社入社 平成6年4月 同社総務部長兼内部監査室長 平成12年1月 当社入社 平成13年7月 当社管理本部長兼経理部長（現任） 平成14年1月 当社取締役 平成21年12月 当社常務取締役（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社セントラルパートナーズ監査役 エスケーアイマネジメント株式会社監査役 エスケーアイ開発株式会社監査役	34,500株
5	な が さ わ あ つ じ 長 澤 篤 治 (昭和44年5月19日)	平成12年4月 株式会社光通信入社 平成14年7月 同子会社 株式会社ニュートン・フィナン シャル・コンサルティングへ出向 平成17年4月 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コ ンサルティング アライアンスパートナ ー事業部担当部長 平成18年7月 株式会社セントラルパートナーズへ出向 取締役フィナンシャル事業本部営業部長 平成20年5月 株式会社セントラルパートナーズ転籍 平成21年5月 株式会社セントラルパートナーズ取締役 フィナンシャル事業本部営業本部長 平成24年12月 当社取締役 平成25年12月 株式会社セントラルパートナーズ代表取 締役社長（現任） 平成27年12月 当社取締役（現任）	一株
6	こ じ ま こう じ 小 島 浩 司 (昭和45年11月22日)	平成8年10月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監 査法人)入所 平成12年7月 公認会計士登録 平成13年7月 公認会計士小島興一事務所(現 税理士法 人中央総研)入所 平成13年10月 税理士登録 平成15年1月 税理士法人中央総研代表社員 平成16年3月 監査法人東海会計社代表社員(現任) 平成25年12月 当社社外取締役(現任)	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
7	やま ぐち のぶ よし 山 口 伸 淑 (昭和30年1月20日)	昭和52年4月 株式会社協和銀行 (現 株式会社りそな銀行) 入行 平成17年6月 株式会社りそな銀行常務執行役員 コーポレート事業部担当兼不動産事業部 担当兼信託業務部担当 平成22年6月 株式会社りそな銀行取締役兼専務執行役 員首都圏地域担当兼独立店担当 平成25年4月 りそなカード株式会社代表取締役社長 平成26年4月 ナカバヤシ株式会社社外取締役 (現任) 平成27年12月 当社社外取締役 (現任) 平成28年6月 ウシオ電機株式会社社外取締役 (現任)	一株

(注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 小島浩司、山口伸淑の両氏は社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者とした理由

(1) 小島浩司氏は公認会計士および税理士としての豊富な経験・職見を活かして、幅広い見地から当社の経営全般に的確な意見をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。小島浩司氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、3年となります。

(2) 山口伸淑氏は金融および企業経営における豊富な経験と幅広い識見を有し、かつ、当社の業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にありますので、社外取締役として、コーポレートガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。山口伸淑氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、1年となります。

4. 責任限定契約について

当社は小島浩司、山口伸淑の両氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の責任の限度額は、金1,000千円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となります。当社は、本定時株主総会において、小島浩司、山口伸淑の両氏が再任された場合、小島浩司、山口伸淑の両氏との間で本契約を継続する予定であります。

5. 独立役員について

当社は、小島浩司、山口伸淑の両氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役浅井一郎、長谷川直人の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	あさ い いち ろう 浅 井 一 郎 (昭和21年8月2日)	昭和44年4月 株式会社協和銀行 (現 株式会社りそな銀行) 入行 平成4年12月 株式会社あさひ銀総合研究所(現：りそな 総合研究所株式会社) 名古屋支店長 平成15年9月 りそな総合研究所株式会社コンサルティング本部取締役副本部長 平成17年6月 りそな総合研究所株式会社取締役常務執行役員 平成19年7月 あさひ経営代表パートナー (現任) 平成20年12月 当社社外監査役 (現任) 平成21年10月 ゼネラルパッカー株式会社監査役 (現任)	500株
2	※ ご とう やす し 後 藤 康 史 (昭和36年2月14日)	昭和62年4月 税理士事務所入所 平成3年3月 後藤会計事務所開業 (現任) 平成8年4月 愛知学泉大学経営学部簿記会計学 非常勤講師 平成11年4月 愛知学泉大学経営学部税法非常勤講師 平成25年12月 株式会社セントラルパートナーズ監査役	一株

(注) 1. ※は新任候補者であります。

2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 浅井一郎、後藤康史の両氏は社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

社外監査役候補者とした理由

- (1) 浅井一郎氏につきましては、金融界およびシンクタンクでの豊富な経験・識見を活かして、幅広い見地から当社の経営全般に的確な意見をいただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 後藤康史氏は、税理士としての専門的見地と豊富な学識から適切な監査をいただくことができるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

5. 責任限定契約について

当社は浅井一郎氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく社外監査役の責任の限度額は、金1,000千円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となります。当社は、本定時株主総会において、浅井一郎氏が再任された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。また、後藤康史氏が本定時株主総会において選任された場合につきましても、上記記載の本契約を締結する予定であります。

6. 独立役員について

当社は、浅井一郎氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、後藤康史氏が本定時株主総会で選任された場合は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

7. 浅井一郎氏は、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役は7名および監査役は3名ありますが、支給対象者である取締役3名（株式会社セントラルパートナーズ代表取締役を兼務する2名、社外取締役2名を除く）および監査役1名（社外監査役2名を除く）に対し、当期の功労に報いるため、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額49,200,000円（取締役45,900,000円、監査役3,300,000円）を支給することにつきご承認をお願いしたいと存じます。

以上

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境等について〕

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境等が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) 画面の解像度が横800×縦600ドット(SVGA)以上であること。
- (3) パソコンを用いて議決権行使をされる場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer ver.5.01SP2以降を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。
- (4) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合にはAdobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。

※Internet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader® およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- (5) 携帯電話を用いて議決権行使をされる場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。）
- (6) 議決権行使サイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

〔議決権行使サイトアクセス用QRコード〕



※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

【専用ダイヤル】☎ 0120-707-743（フリーダイヤル）

【受付時間】午前9時から午後9時まで（土曜日・日曜日・祝日も受付）

株主総会会場ご案内図



株式会社エスケーアイ 本社5階会議室
名古屋市中区千代田五丁目21番20号
電話 052-262-4499

経路のご案内

〈地下鉄・JR〉

地下鉄鶴舞線「鶴舞駅」下車(①番出口)—————徒歩5分

JR中央本線「鶴舞駅」下車(公園口出口)—————徒歩5分

〈市バス〉

市バス栄20・26号または名駅18号系統にて「鶴舞公園前」下車

名駅・栄方面よりお越しの方—————バス停より北へ徒歩5分

新瑞橋・高辻方面よりお越しの方——バス停より向かいへ徒歩5分

お願い

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。